

府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱

平成19年10月16日

要綱第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 障害者及び障害児の福祉の向上に必要となる地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の自立支援に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者 3人以内
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者 4人以内
- (3) 障害者福祉団体の代表 5人以内
- (4) 多摩府中保健所の職員 1人
- (5) 特別支援学校の教員 1人
- (6) 府中公共職業安定所の職員 1人
- (7) 東京都立多摩療育園の職員 1人
- (8) 東京都立府中療育センターの職員 1人
- (9) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

5 会議の公開は、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）及び府中市附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年3月府中市規則第12号）に定めるところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年10月16日から施行する。

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の委員となった者の任期は、委員の依頼のあった日から平成21年3月31日までとする。

付 則（平成21年5月27日要綱第65号）

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。